

社会福祉法人近江愛隣会

役員等報酬規程

社会福祉法人近江愛隣会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人近江愛隣会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事等）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、別表に定める額を、業務に応じて支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しても同様に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表

(1) 評議員

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 役員

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 理事会等会議、監事監査等への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(3) 評議員選任・解任委員

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 評議員選任・解任委員会等への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

※上記金額は、法令の定めるところによる控除後の金額。